

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。	総合科学技術会議、関係府省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。 ・平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されたとされた。 			
○国立大学の独立法人化を検討する際には、寄附金、受託研究等の扱いが公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。	文部科学省、総務省、財務省	平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されたとされた。			

ロ. 歳出改革

<p>○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。</p>	<p>関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業を連続的に生み出すための施策を強力に推進する。このため、新事業、新産業の創出が連鎖的に生じるシステムの形成を進めつつ、地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産学官連携サミットの開催等の施策を進める。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・2地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>

<p>○大学院施設及び卓越した研究拠点の施設整備を重点的に推進する。独立行政法人研究機関等の施設の着実な整備、私立大学の研究ポテンシャル活用のための研究施設整備等を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画」に基づき施設整備を推進。 研究開発法人等の施設を着実に整備しているところ。</p>	<p>平成14年度末での事業の進捗率は45%の見込み。 研究開発法人等の施設整備は着実に進められているところ。</p>		<p>引き続き、国立大学・研究開発法人等の施設整備を進める。</p>
<p>○地域の大学等を中心とした産学官連携事業による地域経済支援、新事業・ベンチャー企業創出</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円を計上) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・2地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>		<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>

八. 規制改革

<p>○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。</p>	<p>関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北・長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業を連続的に生み出すための施策を強力に推進する。このため、新事業、新産業の創出が連鎖的に生じるシステムの形成を進めつつ、地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産学官連携サミットの開催等の施策を進める。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北・長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>

<p>○地域の大学等を中心とした産学官連携事業による地域経済支援、新事業・ベンチャー企業創出</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算案6,900百万円を計上。) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・2地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。 ・平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されることとされた。</p>			

<p>○学科の設置及び学部・学科の改廃を一層弾力化するよう、第三者機関による継続的な評価の在り方の検討や大学設置基準等の見直し</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(平成16年4月1日施行)</p>	<p>学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。</p>		<p>平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 平成16年度から第三者評価を施行</p>
<p>○大学運営における第三者評価の実施(継続的に推進)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)</p>			<p>平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 平成16年度から第三者評価を施行</p>

ホ. その他の制度改革

<p>○大学発ベンチャー等の起業を促進するため、大学の技術移転組織（いわゆるTLO）の活用、創業人材の育成、新産業創出に向けた産学官の共同研究の支援等を行うとともに、創業者の資金調達を円滑化するため、金融面での支援を推進・充実する。</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>平成14年度に引き続き、平成15年度予算案においても共同研究の促進、大学発ベンチャー創出に向けた研究助成、産学官連携強化を図るための専門化の派遣等を行うとともに、TLOをはじめとする技術移転機関の機能強化を図る。</p>	<p>平成14年8月時点で453の大学発ベンチャーが創出。</p>		<p>大学発ベンチャー創出を支援する事業において、平成15年度からプログラム管理者（プログラムオフィサー）を配置することなどにより、制度の適切な運用を図る予定。</p>
<p>○大学発ベンチャーの国立大学施設使用や国立大学教官の非役員兼業に関する基準の明確化を含めた規制緩和について、平成13年度中に結論を得る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学発ベンチャーの国立大学の施設の有償使用が可能に（平成14年6月）。国立大学教員等がベンチャー企業への非役員兼業の報酬を株式等で受領できることにつき明確化を図り、各国立大学等に通知を发出した（平成14年4月）。国立大学教員等の民間企業役員兼業の承認権限を各国立大学の長に委任可能に（平成14年10月）。</p>	<p>大学発ベンチャーの有償使用について、既にいくつかの国立大学で実施。 9名の国立大学教員が非役員兼業の報酬を株式等で受領（平成14年9月末日現在）。役員兼業の承認権限の委任により、役員兼業が増加。</p>	<p>現場への周知徹底が必要。</p>	<p>制度の周知を図ることにより、制度の十分な活用を促す。</p>
<p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>平成14年11月に開催された第2回産学官連携サミットについて、文部科学省も共催省庁として積極的に参加。</p>	<p>産学官より1200名の出席者があり、産学官の一層の連携が図られることとなった。</p>		<p>引き続き、産学連携の機運を高めるべく活動を展開する。</p>

<p>○学科の設置及び学部・学科の改廃を一層弾力化できるよう、第三者機関による継続的な評価の在り方の検討や大学設置基準等の見直し</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(平成15年4月1日施行)。</p>	<p>学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。</p>		<p>平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 平成16年度から第三者評価を施行</p>
<p>○大学運営における第三者評価の実施(継続的に推進)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)</p>			<p>平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 平成16年度から第三者評価を施行</p>